

事務連絡  
平成31年3月29日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における  
地方公共団体から領事館等への確認の手続について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）一の（4）により、都道府県知事は、保護の実施機関が要保護状態にあると認めた外国人が、その属する国の代表部若しくは領事館（支部又は支所のある場合にはその支部又は支所）又はそれらの斡旋による団体等（以下「領事館等」という。）から必要な保護又は援護を受けることができるか否かを確認し、その結果を保護の実施機関に通知する取扱いとしているところです。

現在、領事館等への確認については、適切に行っていない地方公共団体がある一方で、確認を行っても回答が全くない領事館等もあるところです。

今般、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、必要な措置を講ずることとされました。（別紙）

領事館等への確認の手続は、生存権保障の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきであるところ、その可否を確認するものであり、行政措置として外国人に生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行う前提となる重要な手続であるため、保護の実施機関においては、局長通知の取扱いを適正に行っていただくとともに、領事館等からの過去の回答の有無等を踏まえて確認の頻度等について適切にご判断いただくようお願いいたします。

ついては、本事務連絡の趣旨を承知いただき、管内実施機関に周知いただくようお願いいたします。

○担当

厚生労働省社会・援護局保護課企画法令係 小川・池沼・小菅  
連絡先：03-5253-1111（内線 2827）  
03-3595-2613（直通）

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）（抄）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(36) 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。